

議案第14号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の101の2の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表101の3の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表135の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「による容積率の特例に」を「又は更新による容積率若しくは各部分の高さに関する特例に」に、「による容積率の特例許可申請手数料」を「又は更新による容積率若しくは各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の135の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。